

事務連絡
平成29年12月28日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

外国人からの生活保護の申請に関する地方入国管理局への
情報照会の取扱いについて

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

外国人からの生活保護の申請時における対応については、「外国人からの生活保護申請に関する取扱いについて」（平成23年8月17日付け社援保発0817第1号）により、保護の実施機関は、外国人からの生活保護の申請に当たり、当該申請者が在留資格の取得の際に地方入国管理局に対して提出した立証資料の提出を当該申請者に求める取扱いとしているところです。

今般、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、内閣府地方分権改革推進室が実施した「平成29年地方分権改革に関する提案募集」における提案において、上記の資料の提供を地方公共団体が地方入国管理局に要請し、入手することができるような制度を設けるべきとの提案がありました。

これを踏まえ、法務省入国管理局から地方入国管理局に対して、地方公共団体から照会があった場合に、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請において提出された申請書及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の「資料」の欄に規定する「身元保証書」、「職業及び収入を証する（に関する）文書」、「在留中の一切の経費を支弁することを証する文書」等の写しを提供して差し支えない旨連絡されているところです。

については、本事務連絡の趣旨を承知いただき、管内実施機関に周知いただくとともに、地方入国管理局と適切に連携していただきますようお願いいたします。

○担当

厚生労働省社会・援護局保護課企画法令係 池沼・名草
連絡先：03-5253-1111（内線2827）
03-3595-2613（直通）